# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当等の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当等の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 公表日

令和7年3月27日

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務			
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当等の支給等に関する事務			
(評価対象事務全体の概要) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当に関する事務 1. 特別障害者手当の支給 在宅の最重度の障害者に対し、障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。 2. 障害児福祉手当の支給 在宅の重度障害児に対し、障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。 3. 経過的福祉手当 従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金も支給されない者に対する経過措置として支給する。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.各手当の支給申請に関する事務 新規申請に基づく認定申請受理、認定事務、認定通知の送付 2.異動・喪失等の届出に関する事務 住所変更や口座変更等の各種異動に係る届出の受理、内容審査、結果の通知施設入所等による資格喪失に係る届出の受理、内容審査、結果の通知 3.各手当支給に関する事務 各手当の5月、8月、11月、2月の定例支給及びその他の随時支給に係る支給事務				
③システムの名称	福祉総合情報システム(障害福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイ	(ル名			
障害児福祉手当等情報				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の67の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>			
	[情報昭令]			

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		2) 実施しない	
		3) 未定	
②法令上の根拠	【情報提供】	â第2条の表92の項、93の項、119の項 â第2条の表13の項、16の項、19の項、29の項、42の項	湏、80の

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

· 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号:044-200-2653

・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)

住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号:044-200-2108

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

請求先

• 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2653

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和6	6年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
		令和6	6年6月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生あり	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ +%	うである	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +%	↑である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +%	}である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ +%	うである	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提信	共ネットワークシ	ステムを通じた提供	共を除く。)	[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ +3	}である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接	続しない(入手)	Ē.	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ +%	}である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ +%	うである	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナ 上で記載されたマイナンバー		するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その 忍を行うこと。			

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[〇] 外部監査		
10. 従業者に対する教	育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	と 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   会選択肢 >					
当該対策は十分か【再掲』	2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐため!	に、物理的安全管理措	置や技術的安全管理措置を実施している。		

#### 変更簡所

変更箇		<b>大工长入时</b> 节	大下体 のわめ	ARI () or 40	48 (1) no 40 (4 fc 7 64 no
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I関連情報(3. 個人番号の 利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1の47の項(番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第38条第1号、第2号及び第3号)、番号 法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項(番号法別表第1の2事務を定める命第8を定める命第8条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) -総務局情報管理部行政情報課(情報公開担 当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 人数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、56の2の項(番号法別表第2の主務省今定める事件を定める事令第30条第10号)、87の項(番号法別表第2の主務省で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の19の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号及び第2号)、別表第2の266項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、56の2の項番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 下浦健	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 人数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の67の項(番号法第19条第7号、第2号及び第3号)、68の項、65の項、65の項、85の項【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の19の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号及び第2号)、別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令定める命令第13条の2第1号及び第2号)、別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令定定める命第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、56の2の項番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第1号、第5号、第3号、第4号、第5号、第4号、第5号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の67の項(番号法第19条第7号 別表第2の百務全定める命令第38条第1号、第2号及び第3号、68 の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第38条の2第1号入び第2号)、69の項、85の項(番号法別表第2の主務省合で定める事務を定める命令第43条の3の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)【情報提供】番号法第19条第7号,別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号)、別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、56の2の項(番号命令第30条第11号)、第7の項(番号治別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第4号、第55号及び第6号)、110の項(番号合令で定める事務を定める命令第4条第1号、110の項(番号合う、1120の項(番号合う、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	障害福祉課長	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(1.対象 人数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I関連情報(3.個人番号の 利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項(番号法第9条第1の主務省令で定める事務を定める命令第38条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の67の項、68 の項、85の項 【情報提供】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	IIしきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の9の項、12 の項、15の項、16の項、19の項、26の項、5	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の66の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の9の項、12 の項、15の項、16の項、19の項、26の項、5 6の2の項、57の項、87の項、106の項、110 の項、116の項、120の項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	IIしきい値判断項目(3. 重大 事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称)	新福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー	福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱ-1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱ 一2. 取扱者数	令和3年8月24日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年10月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2653 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号: 044-200-2653・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	I3個人番号の利用 法令上 の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の67の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	I 4情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	の項、85の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項。93の項、119の項 【情報提供】 高級第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、16の項、19の項、29の項、42の項、80の項、125の項、146の項、158の項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	Ⅱしきい値判断項目 3重大 事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	IVリスク対策 9監査 実施の 有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はないと考えられる変更また は当該リスクを明らかに軽減 させる変更
	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	t 3	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行うこと。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	IVリスク対策11. 最も優先度 が高いと考えられる対策	[ ]	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	IVリスク対策11. 最も優先度 が高いと考えられる対策 当 該対策は十分か【再掲】	г з	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	IVリスク対策11. 最も優先度 が高いと考えられる対策 判 断の根拠	右記を記載	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全 管理措置や技術的安全管理措置を実施してい る。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

#### 変更簡所

変更箇		<b>大工长入时</b> 节	大下体 のわめ	ARI () or 40	48 (1) no 40 (4 fc 7 64 no
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I関連情報(3. 個人番号の 利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1の47の項(番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第38条第1号、第2号及び第3号)、番号 法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項(番号法別表第1の2事務を定める命第8を定める命第8条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) -総務局情報管理部行政情報課(情報公開担 当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 人数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、56の2の項(番号法別表第2の主務省今定める事件を定める事令第30条第10号)、87の項(番号法別表第2の主務省で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の19の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号及び第2号)、別表第2の266項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、56の2の項番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 下浦健	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象 人数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の67の項(番号法第19条第7号、第2号及び第3号)、68の項、65の項、65の項、85の項【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の19の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号及び第2号)、別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令定める命令第13条の2第1号及び第2号)、別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令定定める命第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、56の2の項番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第11号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第1号、第5号、第3号、第4号、第5号、第4号、第5号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の67の項(番号法第19条第7号 別表第2の百務全定める命令第38条第1号、第2号及び第3号、68 の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第38条の2第1号入び第2号)、69の項、85の項(番号法別表第2の主務省合で定める事務を定める命令第43条の3の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)【情報提供】番号法第19条第7号,別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号)、別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、56の2の項(番号命令第30条第11号)、第7の項(番号治別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第4号、第55号及び第6号)、110の項(番号合令で定める事務を定める命令第4条第1号、110の項(番号合う、1120の項(番号合う、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	障害福祉課長	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(1.対象 人数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱 者数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I関連情報(3.個人番号の 利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項(番号法第9条第1の主務省令で定める事務を定める命令第38条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の67の項、68 の項、85の項 【情報提供】	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	IIしきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の9の項、12 の項、15の項、16の項、19の項、26の項、5	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の66の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の9の項、12 の項、15の項、16の項、19の項、26の項、5 6の2の項、57の項、87の項、106の項、110 の項、116の項、120の項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	IIしきい値判断項目(3. 重大 事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称)	新福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー	福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱ-1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱ 一2. 取扱者数	令和3年8月24日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年10月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2653 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号: 044-200-2653・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年10月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I3個人番号の利用 法令上 の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の47の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の67の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I4情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠		【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項。93の項、119の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、16の項、19の項、29の項、42の項、80の項、125の項、146の項、158の項	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 3重大 事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策 9監査 実施の 有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	τ ]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行うこと。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策11. 最も優先度 が高いと考えられる対策	[ ]	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策11. 最も優先度 が高いと考えられる対策 当 該対策は十分か【再掲】	[ ]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策11. 最も優先度 が高いと考えられる対策 判 断の根拠	右記を記載	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全 管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない